

令和4年

4月農業委員会総会議事録

■日時	2022年（令和4年）4月14日（木）14：30～15：00	反 訳 :
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（12名）</p> <p>1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 5 田口 榮男</p> <p>6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 10</p> <p>11 森 勝義 12 友田 博文 13 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（1名）</p> <p>10 飯阪 保</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>藤原美津子 富永 利幸 西川 秀士 麓 信也</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 農地使用賃借権の解約による通知書受理について</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>農業委員会総会開会に先立ちまして、まず、先の人事異動に伴う農業委員会事務局職員の異動をご報告させていただきます。</p> <p>農業委員会事務局長の中塚好一が定年退職を迎えました。</p> <p>代わりまして会計室・会計管理者の藤原美津子が農業委員会事務局長に配属となりましたのでご報告させていただきます。</p> <p>（藤原局長 挨拶）</p> <p>それでは、ただいまから令和4年4月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、友田会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>では、早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、10番、飯阪委員。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人は、8番、岡田 如弘委員、11番、森 勝義委員の御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>

議案書 1 ページをお願いいたします。

4 月委員会議事日程、議案第 1 号から議案第 4 号、報告第 1 号から報告第 4 号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 5 件に関する申請を別表のとおり定めるものとします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、1 番、芦部町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

事務局の 麓 でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、芦部町で、地目は、田 1 筆、面積は、991 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約 2 km、自動車で 5 分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は 300 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農薬の使用方法について、地域の防除基準に従います。」とのことでした。

続きまして、地区担当の片桐推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ 水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に電話にて意思確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で水稻を栽培する予定です。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第 1 号、1 番につきましては許可することに決定します。

続きまして、議案第 1 号、2 番、小野田町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書 3 ページ、2 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、小野田町で、地目は、畑 1 筆、面積は 1, 123 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議

案書記載のとおりでございます。

申請地は、果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約700m、自動車で5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機を保有しており、農業従事日数は260日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺地域に迷惑をかけないように耕作を行います。」とのことです。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ みかんの栽培をされている農地であり、譲渡人と譲受人に電話又は会って意思確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で、みかんを栽培する予定です。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。議案第1号、2番については許可することに決定します。

続きまして、議案第1号、3番、鍛冶屋町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、鍛冶屋町で、地目は、田1筆、面積は1,166㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約1km、軽トラックで5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は80日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「本件は贈与による所有権移転であるので、耕作形態に変更はなく、他への支障は生じません。」とのことです。

続きまして、地区担当の坂口推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ 水稻栽培されている農地であり、譲渡人、譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人には申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定します。

続きまして、議案第1号 4番 黒鳥町の物件につきまして、西辻委員が、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(西辻委員 退室)

事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、黒鳥町で、地目は、田1筆 面積は、552㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約500m、徒歩で6分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「附近農地に迷惑かけないように耕作します。」とのことです。

続きまして、地区担当の橋本委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ 保全管理されている農地であり、譲渡人・譲受人に電話で意思確認致しました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定します。

(西辻委員 入室)

続きまして、議案第1号、5番、阪本町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、5番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、阪本町で、地目は、田2筆、面積は合わせて2,105㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約4km、軽トラックで15分の距離に位置しております。

譲受人は、リースで芋掘り機などを借りる予定であり、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用します。」とのことでした。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、保全管理されている農地であり、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されています。譲受人は申請地で、ミニトマト、サツマイモなどを栽培する予定です。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、5番については許可することに決定します。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1、上代町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

事務局の 西川 でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は上代町で地目は田、1筆、面積は132㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模が10ha未満の農地であるため、2種農地と判断いたします。

転用目的は、公衆用道路で、昭和40年に隣接地を宅地に転用した際に、道路部分の申請が漏れていたものであり、以後、公衆用道路として使用されていたとのことです。なお、雨水については道路側溝に排水されており、周辺の営農環境に支障はおきておりません。

続きまして、地区担当の立花推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は公衆用道路として使用されている。申請人と面談し確認したところ、申請内容に間違いなく、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、番号1については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権の設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号 1番 仏並町の物件につきましては、式森委員が、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(式森委員 退室)

事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で地目は田、2筆、面積は合わせて449㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、住宅、公益施設などが連たんしている区域であるため、3種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置場で、被設定人は申請地と隣接する建築工事の受注及び大阪府南部地域の工事の増大により、資材置場が必要となったため申請地を賃貸借し、単管やフラットパネルを置くための資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は冬野菜収穫が終わり、現在遊休状態です。周辺農地とは幅1mほどの水路で区切られており、影響はないと思われる。資材置場とのことなので、水路への影響も問題ないと思われる。

設定人・被設定人に確認したところ、申請内容のとおり問題なく、仮称榎尾学園建設工事に必要なための転用となります。」とのことであり、許可やむを得ないと認め

ますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、番号1については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

(式森委員 入室)

議案書8ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画2件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号、1番、阪本町の物件について、説明願います。

事務局

議案書9ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は阪本町で、地目は田5筆 面積は合わせて2,188㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話で致しました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されており、借り手は、申請地を耕作し作物を栽培する意思を持っていることを確認しました。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第4号、番号1については決定することといたします。

続きまして、議案第4号、番号2、九鬼町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、2番について、説明させていただきます。

物件の所在地は九鬼町で、地目は田5筆、面積は合わせて1,097㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は保安全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森勝義委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、耕うん作業実施中の農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話で致しました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されており、借り手は、申請地で黒豆などを栽培をする予定です。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第4号、番号2については、決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書10ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約2件に関する通知を受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

11ページを御参照ください。

次に、議案書12ページ、報告第2号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を、別表のとおり確認するものです。

13ページを御参照ください。

次に、議案書14ページ、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用7件を専決により受理しましたので、報告いたします。

15ページを御参照ください。

次に、議案書16ページ、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転6件を専決により受理しましたので、報告いたします。

17ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了しました。

その他 何かご質問等はありませんか。
(質問等なし)
なければ、これもちまして本日の農業委員会の会議を終了させていただきたいと思
います。
本日は、委員皆様方にはお忙しい中、本当にありがとうございました。

閉会時間 15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員